

正誤表

「練馬区福祉のまちづくり推進条例 施設整備マニュアル【建築物】」の印刷冊子について、以下のとおり、訂正いたします。

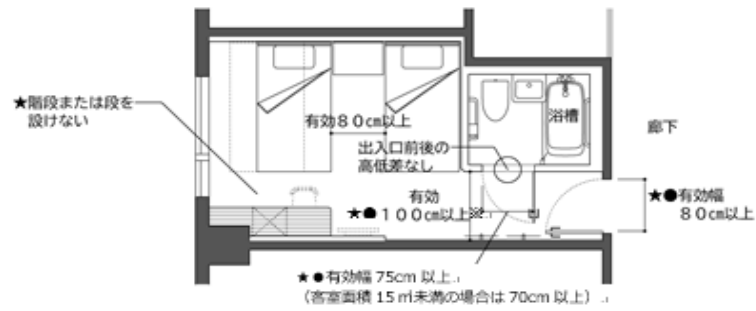
令和 5 年10月 1 日改正施行分				
建築物（共同住宅以外）				
項	番号	内容	誤	正
91	(2) オ	訂正	●移動等円滑化基準 (適合義務)	●移動等円滑化基準 (適合義務)
			区条例別表第 3 ※2 の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計 2,000 ㎡以上である場合： 便所内に、立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を 1 以上設けること。 区独自 区条例第33条第 3 第 3 号	区条例別表第 3 ※2 の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計 2,000 ㎡以上である場合： 便所内に、立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を 1 以上設け、 <u>当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</u> 区独自 区条例第33条第 3 第 3 号
105	(3) ウ	訂正	★整備基準（努力義務）	★整備基準（努力義務）
			一般客室の 1 以上の便所および 1 以上の浴室等の出入口の幅は、75 c m 以上とすること。	一般客室の 1 以上の便所および 1 以上の浴室等の出入口の幅は、75cm 以上 <u>（一般客室の床面積（和室部分および同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く。）が 15㎡未満の場合にあっては、70cm 以上）</u> とすること。
			●移動等円滑化基準 (適合義務)	●移動等円滑化基準 (適合義務)
			一般客室の 1 以上の便所および 1 以上の浴室等の出入口の幅は、 <u>70cm 以上</u> とすること。	同左

			★整備基準（努力義務）	★整備基準（努力義務）
			●移動等円滑化基準 （適合義務）	●移動等円滑化基準 （適合義務）
105	（３）オ	追加	新設	<u>ウの規定に該当する便所および浴室等の出入口に接する通路その他これに類するもの（当該出入口に接して脱衣室、洗面所その他これらに類する場所が設けられている場合にあっては、当該出入口を除く当該場所の１以上の出入口およびこれに接する通路その他これに類するもの）の幅は、100cm以上（一般客室の床面積が15㎡未満の場合にあっては、80cm以上）とすること。</u>
106	図Ⅰ-10-4	訂正	浴室等の出入口の幅 ★有効幅75cm以上 ●有効幅70cm以上	浴室等前の出入口幅 ★●有効幅75cm以上（客室の床面積15㎡未満の場合は70cm以上）
			浴室等前の通路幅 有効100cm以上	浴室等前の通路幅 ★●有効100cm以上（客室の床面積15㎡未満の場合は80cm以上）

<図 I-10-4 一般客室の例>

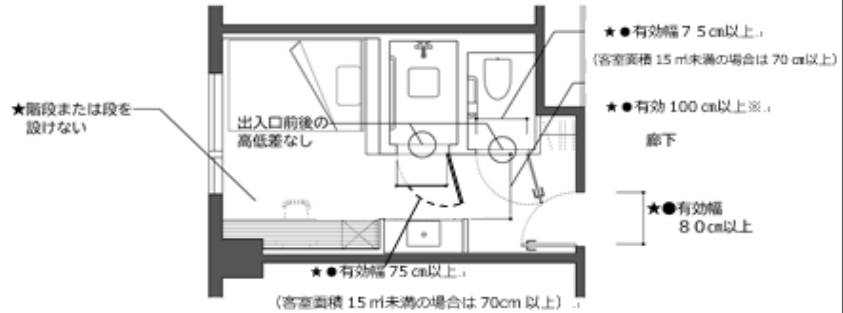
■ツインルーム

※客室面積 15 m²未満の場合は 80cm 以上



■シングルルーム

※客室面積 15 m²未満の場合は 80cm 以上



- ・ ドアにはレバータイプやプッシュハンドル等の操作しやすいハンドルを取り付けることが望ましい。
- ・ 客室の出入口までの経路の幅は 100cm 以上とする。

<図 I-10-4 一般客室の例> (正)

令和7年6月1日改正施行分				
建築物（共同住宅以外）				
項	番号	内容	誤	正
41	(1) ア	修正	★整備基準（努力義務）	★整備基準（努力義務）
			ア 建築物に、利用居室等を設ける場合：道等から当該利用居室等までの経路	ア 建築物に、利用居室等を設ける場合：道等から当該利用居室等までの経路 <u>（当該利用居室等が11.観覧席または客席である場合にあっては、当該観覧席または当該客席の出入口と令和6年国土交通省告示第1073号に規定する車椅子使用者用部分との間の経路（以下「車椅子使用者用経路等」という。）を含む。）</u>
41	(1) イ	修正	イ 建築物またはその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合：利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路。	イ 建築物またはその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合：利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路。 <u>（当該利用居室等が11.観覧席または客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路等を含む。）</u>
41	(1) ウ	修正	ウ 建築物またはその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合：当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路	ウ 建築物またはその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合：当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路 <u>（当該利用居室等が11.観覧席または客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路等を含む。）</u>

			●移動等円滑化基準 (適合義務)	●移動等円滑化基準 (適合義務)
			同左 (利用居室等は利用居室※3と読み替える。) (地上階※5またはその直上階もしくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)	同左 (利用居室等は利用居室※3と読み替える。) (地上階※5またはその直上階もしくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあっては、当該地上階とその直上階または直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。) <u>(車椅子使用者用経路等は車椅子使用者用経路※7と読み替える。)</u>
41	(1) ア	修正		
41	(1) イ	修正	同左 (利用居室等は利用居室と読み替える。)	同左 (利用居室等は利用居室と読み替える。) <u>(車椅子使用者用経路等は車椅子使用者用経路※7と読み替える。)</u>
41	(1) ウ	修正	同左 (利用居室等は利用居室と読み替える。)	同左 (利用居室等は利用居室と読み替える。) <u>(車椅子使用者用経路等は車椅子使用者用経路※7と読み替える。)</u>
41	注記	追加	新設	※7 車椅子使用者用経路：バリアフリー法施行令第15条の劇場等の客席の出入口と車椅子使用者用部分 (車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるとして国土交通大臣が定める基準に適合する場所)との間の経路(バリアフリー法施行令第19条第1項第1号に定義)

			★整備基準（努力義務）	★整備基準（努力義務）
			新設	不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所は、令和6年国土交通省告示第1074号第1に規定する配置の基準に従い、これらの者が利用する階（令和6年国土交通省告示第1074号第2に規定する階を除く）の階数に相当する数以上設けること。
83	(1)	追加		
83	(2) ※旧(1)	修正	不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、つぎに掲げるものとする。	(1)の便所は、つぎに掲げるものとする。
			●移動等円滑化基準（適合義務）	●移動等円滑化基準（適合義務）
			新設	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所は、令和6年国土交通省告示第1074号第1に規定する配置の基準に従い、これらの者が利用する階（令和6年国土交通省告示第1074号第2に規定する階を除く）の階数に相当する数以上設けること。
83	(1)	追加		
83	(2) ※旧(1)	修正	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、つぎに掲げるものとする。	(1)の便所は、つぎに掲げるものとする。

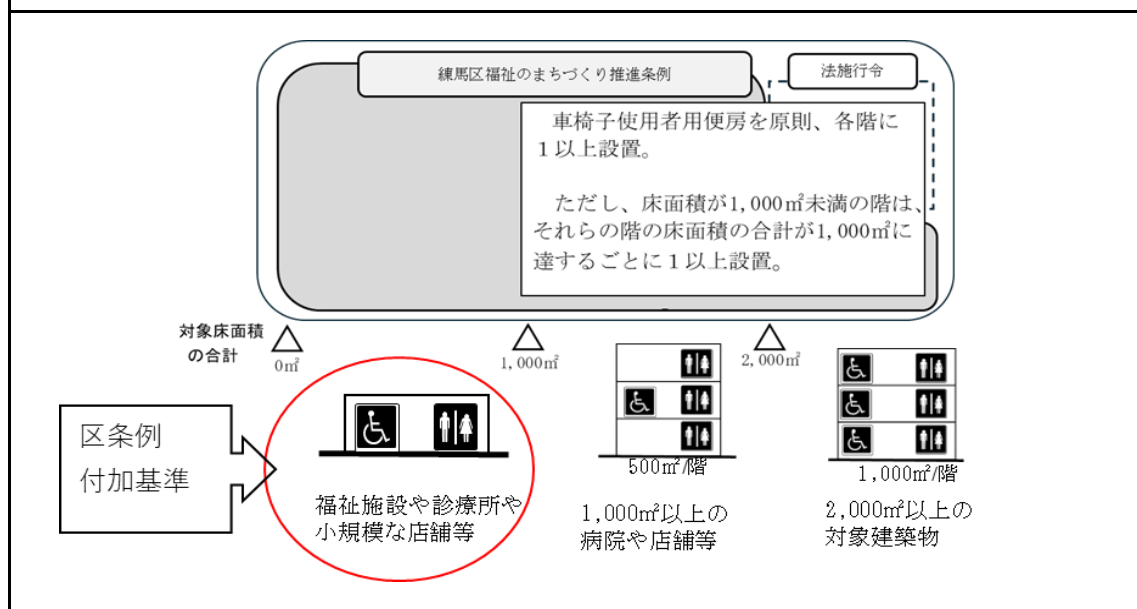
			★整備基準（努力義務）	★整備基準（努力義務）
86	(3) ア ※旧(2) ア	修正	ア 便所内に、つぎに掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上設けること。	ア 便所内に、つぎに掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上 <u>((1)の規定による便所を設ける階の床面積が1,000平方メートル未満の階を有する建築物は令和6年国土交通省告示第1074号第5第4号に規定する数以上)</u> 設けること。

便所設置数の考え方

・不特定多数の者または主として高齢者、障害者等が利用する便所は、原則、不特定多数の者等が利用する階の数以上を設ける。

・不特定多数の者等が利用する便所のうち1以上は、車椅子使用者用便房とする。

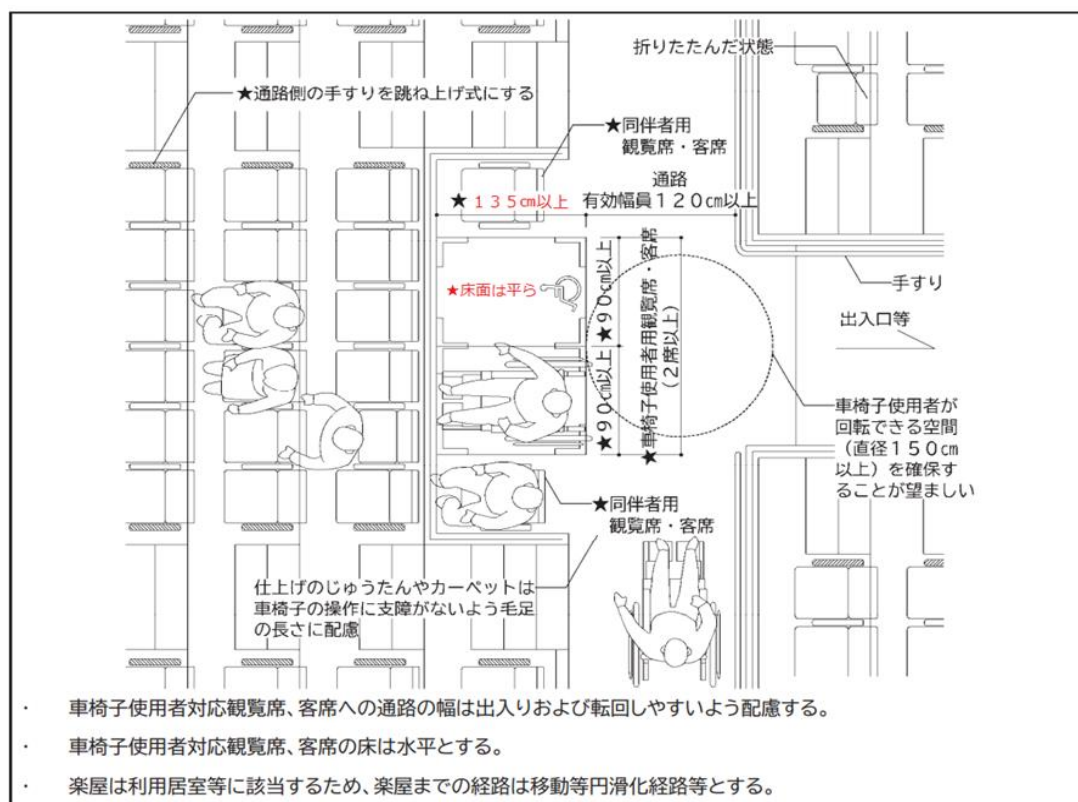
※小規模階を有する建築物は、床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上設置。ただし、0㎡から適合義務がかかる特別特定建築物については、便所のうち1以上の車椅子使用者用便房の設置が必要。



			★整備基準（努力義務） （区条例施行規則別表3-1-11）	★整備基準（努力義務） （区条例施行規則別表3-1-11）
113	(1) ア	修正	ア 車椅子使用者のための観覧席または客席を出入口から容易に到達でき、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に、当該観覧席または客席の全席数が <u>200席以下</u> の場合は当該席数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全席数が200席を超える場合は当該席数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上設けること。	ア 車椅子使用者のための観覧席または客席を出入口から容易に到達でき、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に、当該観覧席または客席の全席数が <u>50席以下</u> の場合は2以上、全席数が51席以上200席以下の場合は当該席数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全席数が200席を超える場合は当該席数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上設けること。
113	(1) イ	修正	イ 車椅子使用者のための観覧席または客席は、1席当たり、間口は90センチメートル以上とし、奥行きは120センチメートル以上とすること	イ 車椅子使用者のための観覧席または客席は、1席当たり、 <u>幅は90センチメートル以上、奥行きは135センチメートル以上および床面は平らとすること。</u> 備考 図1-11-1を修正
113	(1)	追加	●移動等円滑化基準 （適合義務） 新設	●移動等円滑化基準 （適合義務） 劇場等の客席には、つぎの各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数以上の車椅子使用者部分※1を設けなければならない。
113	(1) ア	追加	新設	座席の数が400以下の場合 2

113	(1) イ	追加	新設	座席の数が400を超える場合 当該座席の数に1/200を乗じた数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
113	注記	追加	新設	※1 車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして令和6年国土交通省告示第1073号に規定する場所

<図 I -11-1 観覧席・客席の例>



			★整備基準（努力義務）	★整備基準（努力義務）
126	(1)	修正	不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上の、車椅子使用者用駐車施設を設けるものとする。	不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、<u>つぎに掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の令和6年国土交通省告示第1072号の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。</u>
126	(1) ア	追加	新設	ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。）が200以下の場合には、当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）

126	(1) イ	追加	新設	イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合は、当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数
126	(1)	修正	●移動等円滑化基準 (適合義務)	●移動等円滑化基準 (適合義務)
			不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。 (中規模建築物を除く。)	不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、 <u>つぎに掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の令和6年国土交通省告示第1072号の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。</u> (中規模建築物を除く。)

126	(1) ア	追加	新設	ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。）が200以下の場合、当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
126	(1) イ	追加	新設	イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数に200を超える場合は、当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数

共同住宅等				
187	(1)	追加	★整備基準（努力義務）	★整備基準（努力義務）
			●移動等円滑化基準 （適合義務）	●移動等円滑化基準 （適合義務）
			新設	多数の者が利用する便所は、令和6年国土交通省告示第1074号第1に規定する配置の基準に従い、これらの者が利用する階（令和6年国土交通省告示第1074号第2に規定する階を除く）の階数に相当する数以上設けること。
187	(2) ※旧（1）	修正	多数の者が利用する便所を設ける場合には、つぎに掲げるものとする。	(1)の便所は、つぎに掲げるものとする。
196	(1)	修正	★整備基準（努力義務）	★整備基準（努力義務）
			多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設※1を1以上設けること。	多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、つぎに掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設※1を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の令和6年国土交通省告示第1072号の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。

196	(1) ア	追加	新設	ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下イにおいて同じ。）が200以下の場合、当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）
196	(1) イ	追加	新設	イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数200を超える場合は、当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数
196	(1)	修正	●移動等円滑化基準 （適合義務）	●移動等円滑化基準 （適合義務）
			多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車椅子使用者用駐車施設を1以上設けること。	多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、つぎに掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他の令和6年国土交通省告示第1072号の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。

196	(1) ア	追加	新設	ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。）が200以下の場合、当該駐車施設の数に100分の2を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）
196	(1) イ	追加	新設	イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数に200を超える場合は、当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）に2を加えた数
その他				
		訂正	※バリアフリー法施行令に第15条が新設されたため、令第15条以降の条文に条ずれが発生しています。 （例）19頁 誤：バリアフリー法施行令第18条 正：バリアフリー法施行令第19条	
		訂正	※福祉のまちづくり推進条例第33条第3項が新設されたため、第3項以降の条文に項ずれが発生しています。 （例）86頁 誤：区条例第33条第3項 正：区条例第33条第4項	